

基本方針

尊厳にふさわしい処遇を
権利として保障すること

個々の事情に応じて
適切に行われること

途切れることなく
行われること

国民の総意を形成
しながら展開されること

重点課題

損害回復・経済的 支援等への取組

基本法
第12・13・16・17条関係

42の施策

- 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施
附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に刑事手続の成果を利用できる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大
犯罪被害給付制度における支給範囲等について、拡大の必要があることを前提に、1年以内に調査し、施策を実施。【警察庁】
- 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
犯罪被害者等に対する経済的支援制度について、現状より手厚くする必要があることを前提に、社会保障・福祉制度全体の中でのありべき姿や財源を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会①】
- 公営住宅への優先入居等
自宅に住めないなどの事情のある犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等に資する措置の実施。【国土交通省】
- 事業者等の理解の増進
犯罪被害者等に対する理解に基づき、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援等を実施。【厚生労働省】

等

精神的・身体的 被害の回復・防止 への取組

基本法
第14・15・19条関係

69の施策

- 重度のPTSD(外傷後ストレス障害)等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する
施策の検討及び実施
犯罪被害者等のPTSD等について、診断・治療を行う専門家が不足していることを前提に、高度な専門家の養成等に資する施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
- PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大
PTSDの治療等に係る医療保険適用範囲の拡大について、平成18年度の診断報酬改定で措置の実施。【厚生労働省】
- 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討
犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、捜査・裁判等を見通したケア、検査等を行うことのできる専門家の養成のための施策を3年以内に検討し、実施。【厚生労働省】
- 加害者に関する情報提供の拡充
更生保護官署と保護司の協働態勢により、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を犯罪被害者等に提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め検討し、2年以内に実施。【法務省】
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
・ ①公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②証拠開示の際に被害者の氏名等が関係者に知られないように求めることができる制度の導入に向け2年以内に検討し、実施。【法務省】
・ 「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。【総務省】
- 職員等に対する研修の充実等
関係省庁において、二次的被害を防止し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、職員への研修を更に充実。等

等

刑事手続への関与 拡充への取組

基本法
第18条関係

43の施策

- 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施
公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施
犯罪被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて、1年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施
平成12年の改正少年法施行後5年を経過した際に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施
仮釈放の審理をより犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等の意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内に施策を実施。【法務省】

等

支援等のための 体制整備への取組

基本法
第11・21・22条関係

75の施策

- どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための
検討及び施策の実施
犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りについて、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省からなる検討のための会を設置して、2年以内に検討し、施策を実施。【検討のための会②】
- 犯罪被害者団体等専用ポータルサイト(インターネットへの入口として、ユーザーが接続時に最初に表示し利用する
ウェブサイトのこと。)の開設
犯罪被害者等の出会いや、各団体の活動紹介のため、犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設。【内閣府】
- 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施
更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め、2年以内に検討し、施策を実施。【法務省】
- 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施
犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況やその経過を把握するため、一定の周期で継続的調査を実施。【内閣府】
- 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施
民間の団体に対する財政的援助について、現状より手厚くする必要があることを前提に、財源も含めた総合的な在り方を、推進会議の下に有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省からなる検討のための会を設置して、2年以内に調査し、施策を実施。【検討のための会③】

等

国民の理解の増進と 配慮・協力の確保 への取組

基本法
第20条関係

29の施策

- 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
学校教育の中で、生命のかけがえのなさ等を積極的に取り上げる教育を推進するため、事業の実施、教材開発等。【文部科学省】
- 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施
「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施。【内閣府】
- 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
国民が犯罪等による被害について考える機会として、様々なテーマを議論する啓発事業を開催。【内閣府】
- 犯罪被害者等に関する個人情報の保護
警察による発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮。【警察庁】

等

推進体制

- 国の行政機関相互の連携・協力
- 地方公共団体との連携・協力
- その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- 施策策定過程の透明性の確保
- 施策の実施状況の検証・評価・監視
- フォローアップの実施
- 基本計画の必要な見直し

合計258の施策

計画期間 5年